

## 議案第2号

### 港区職員の分限に関する条例の一部改正について

#### 1 目 的

正式採用された職員については、分限処分である降任又は免職ができる事由が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項に定められています。

一方、条件付採用期間中の職員については、地方公務員法に定める分限に関する規定が適用除外となっており、これまで降任又は免職ができる事由が明確ではありませんでした。

条件付採用期間中の職員について、職員の意に反して降任又は免職ができる事由を定めるとともに、分限処分を行う際には正式採用された職員に準じた手続により公正、平等に行うことを明確にするため、港区職員の分限に関する条例の一部を改正します。

#### 2 改正内容

(1) 条件付採用期間中の職員について、降任又は免職ができる事由を次のとおり定めます。

- ア 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績が良くない場合
- イ 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- ウ 職に必要な適格性を欠く場合

(2) 条件付採用期間中の職員について、降任し、又は免職することができる場合は、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が改善されない場合において、その必要があると認められるときに限るなど、正式採用された職員の分限処分に関する基準及び手続を準用することとします。

#### 3 施行期日

令和8年4月1日

港区職員の分限に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）                      第五条第一項、第二十七条第二項、第二十八条第三項及び第四項並びに第二十九条の二第二項の規定に基づき、この条例を定める。</p> <p>（中略）</p> <p>（降給の効果）</p> <p>第七条（略）</p> <p>（条件付採用期間中の職員に係る降任又は免職）</p> <p>第八条 条件付採用期間中の職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p>一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよい場合でない場合</p> <p>二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合</p> <p>三 前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合</p>	<p>地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）                      第五条第一項、第二十七条第二項並びに第二十八条第三項及び第四項の規定に基づき、この条例を定める。</p> <p>（中略）</p> <p>（降給の効果）</p> <p>第七条（略）</p>

2| 第三条第一項から第四項までの規定は、前項の規定により条件付採用期間中の職員を降任し、又は免職する場合について準用する。

(失職の例外)

第九条 (略)

(この条例の実施に関して必要な事項)

第十条 (略)

(後略)

付則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(失職の例外)

第八条 (略)

(この条例の実施に関して必要な事項)

第九条 (略)

(後略)

人 事 課

### 新規採用職員の推移等について

#### 1 新規採用職員数（各年度4月1日現在の採用者数）

（単位：人）

年 度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
採用者	87	86	84	87	86	111	97	114	162	161

備考 一般任期付職員、人事交流職員及び幼稚園教育職員を除きます。

#### 2 新規採用職員のうち正式採用前（条件付採用期間中）の退職者・免職者数

（単位：人）

年 度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
退職者	1	1	0	2	1	2	5	2	5	5
免職者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

備考

- 1 「退職者」の欄は、条件付採用期間中に自己都合により退職となった職員の人数です。
- 2 「免職者」の欄は、条件付採用期間中に分限免職及び懲戒免職となった職員の人数です。